第2回伊予市図書館、文化ホール等管理運営検討委員会 会議概要

日 時: 平成27年9月14日(月) 9時30分~11時50分

場 所:伊予市中央公民館 第1会議室

出席者:検討委員会委員13名、事務局7名、関係者4名、委託業者2名

1. 開会

委員長あいさつ

2. 郡中公民館・中央公民館の位置づけについて

・ 検討委員会が押され気味であるということを、危惧しております。先だって、市議会一 般質問で議員からの質問の内容を紹介し、市の立場をご紹介して、皆さんの審議の参考 としていただければと思います。

まず、議員の質問ですが「都市再構築戦略事業交付金におけるメリット・デメリットについてどのようなことがあるのか」との質問でした。

メリットもありますが、デメリットというくくりがあるとすればという答弁を申し上 げた、その一環を紹介させて頂きます。

この都市再構築戦略事業は国の新しい概念として、いわゆるコンパクトシティ、事例としては富山市であるのはご存じの通りでありますが、伊予市の場合は元々コンパクトであり、合併をして必ずしも国の想定するコンパクトではございませんが、コンパクト化を追い求めていくというのは変わっていないと思っています。しかしながら全てが予算、財政に絞られるというのはご承知の通りです。この事業を活用するのならばすでに説明はしていると思いますが、建設費の1/2が交付金、すなわち国の負担で賄えます。それでなくても非常に窮屈な市の財政事情でございますので、巨額な経費を要します本事業に充て、市民の直接の税の対象からできる限り外したいというのがあります。この事業の交付金の活用というのが最大のメリットでございます。デメリットというのは考え方の違いによりますが、完成見込みが平成30年1月で思っていましたがそれが約8ヶ月遅れるというのがデメリットで、もう1点が公民館あるいは地域性の強い施設の名称をつけてはいけないという条件があります。よって公民館という名前を上段にかかげることができないのがデメリットといえばデメリットである、という答弁をしました。

色々な委員を含めまして判断をした場合、市の財政規模、財政力から交付金制度の導入をしないという流れにはならないわけであります。もし、しないのであればこの複合施設の面積・規模・構造を縮小しなくてはならない、今まで検討委員会などで議論してきた内容をあるいはそれ以上のものを確保していくのであれば、財政的に有利な制度を

とるということは公務員に課せられた任務であると考えています。

公民館機能を含んだこの複合施設の建設につきましては、すでに検討委員会やワークショップなどにおいて決定を頂いています。

皆様には決定した施設をいかに良くするか、運営してくかの議論をお願いしているはずです。かつての市民会館の反省を踏まえ、単なる貸館を行う施設ではなく、その轍を踏まないことが、これからの施設の管理運営が唯一の前提条件であると考えています。施設が変わったのだから、郡中公民館に対する説明をしなさいという意見を賜っております。ただ、先ほども申し上げましたが建設のご理解は頂いておりますし、この施設当初から計画しております諸室、機能の基本的な変更は生じていない。したがって現在の公民館と同規模、それ以上になると考えています。現在や将来にわたって活動されている団体の利用には支障はきたさないと判断しているところです。

規模・構造も当初の説明から変えていませんので、改めて地域に説明する考え方はございません。従いまして、今までの反省を踏まえまして、この施設をいかに目的に沿った活用ができるかを建設的な議論を賜りたいと思います。

ふるさと創生館を郡中公民館として活用していくように現在、進めています。

私は公民館活動に関しては門外漢ですが、本来建物で公民館活動がなされるものでは ないと、つくり上げていく過程が公民館活動であろうと思っています。

- もう1点は中央公民館というのは概念的なものであり、郡中地区になかったとしても問題ないとの判断でございます。あえて郡中公民館が拠点として必要であるということに関して否定はしませんので、ふるさと創生館にその部分を担うとの考えでございます。ぜひとも本日の管理運営検討委員会の議論が本来の趣旨に沿った議論となることを願って、説明を終わらせ頂きます。(副市長)
- →社会教育法の20条に公民館の目的、21条に公民館の設置者に市長が設置すると定められています。そして、公民館設置条例で地区の公民館、中央公民館を設置するとあります。管理運営基本計画書において公民館の項目がすべて削除されています。いわゆる地域交流機能としてすり替えられている。公民館は認められているものであり郡中地区の住民が郡中地区公民館を利用してきたが、計画書にもない、これは公民館ではない、文化ホール的な施設との解釈で、ふるさと創生館を利用しろと、ワークショップで一部の住民には説明をしたかもしれないが、私は承認もしていませんし、基本的なことに関しては住民に対する説明の義務があると思う。事業として有利であっても、計画書には載せない、説明もしないということなので、郡中地区14名の署名を市長に渡しております。納得ができないものに関して前を向いて議論はできない。郡中地区公民館として社会教育法に沿った活動ができるということを確約して欲しい。郡中地区の住民に説明をして欲しい。(委員1)
- →社会教育法の公民館を設置することは存じております。今までは郡中公民館もありました、現実的には中央公民館としての位置づけで伊予市の公民館活動の総括拠点

という考え方です。使用実態に関しても郡中地区としての利用は、ほとんど使われていないことはご存知の通りだと思います。中央公民館の中央というのは地理的概念や総括という意味もある。複合施設計画を進めていく中で、郡中公民館が突然でてきたと報告を受けた時に思った。本来、中央公民館も郡中公民館も同じ位置付けでやってきた。庁内協議をしてふるさと創生館を郡中地区の公民館として利用する案を、回答としてお返ししているはずです。

中央公民館につきましては場所ではなく、考え方や運営のあり方、いわゆるソフトで考えればよい。ある特別な建物がなければ公民館活動ができないわけではない。色々な企画を考えていただき公民館としての役割を担ってもらえれば行政的には十二分であると考えています。郡中地区公民館につきましては、ふるさと創生館がその役割を担っていくというのが現時点での回答でございます。(副市長)

- →活動は郡中地区公民館のほうが多いです。この活動が続けられる確約と説明をして 欲しいと言っているだけです。(委員1)
- →複合施設の計画はハードとしては何も変わっていないのです、今の公民館活動に対する機能が備わっているとの判断です。それ以外に郡中地区に公民館がないとの対応に関してはふるさと創生館というハードを利用して館長を置き、主事を設置するという判断を現在しているところです。ここでは、管理運営検討委員という役割を担っていただいていますので、公民館に関わっている問題だけにとどまらず、広く議論を進めていただきたいと思います。公民館の問題に特化するのであれば納得する説明をしたいと思いますので、ご配慮をお願いします。(副市長)
- →確約と説明を市長に申し入れをしたので市長が答えたら良い。文化ホールはお金を とる施設だと思う、要は免除にならない、地区公民館は免除の対象であった、使える・ 使えないではなく、公民館活動に支障がないような配慮と確約が欲しいと言ってい るだけ。(委員1)
- →市長が全てではない、それぞれ市長の仕事を分担し、私の方で公民館の問題に関して 回答してまいりたい。公民館活動の担保・保証することは教育長が申しているはずで す。それは当然ですし、公民館活動は保証します。(副市長)
- →免除も含めて、今までと何ら支障はないとの補償ですか。私たちが不信感を持っているのが行政は埋め立て地で計画変更をした際に何の説明もない、そのことに関して覚え書きをしても履行しない、その姿勢を問われている。郡中地区公民館がふるさと創生館に代わるのであれば行政で説明会を開催して住民に納得をしてもらいたい。(委員1)
- →中央公民館と郡中地区公民館は今まで実態としては同一の施設でした、しかし、郡中 地区公民館がないからふるさと創生館を郡中地区公民館として機能させましょう。 本複合施設には中央公民館としての機能は当初から持っています。公民館という名 称を使うことで建設費の 1/2 の交付金を利用できなくなる。中央公民館としての機

構は確保をする。原則としては本庁の教育委員会の中に置く。郡中地区公民館も今までとは違って、大きいか小さいかは別にして担保した。使用料の問題に関しては公民館活動のすべて無料というわけにはいきません。受益者負担が原則の中で必要な部分もあるかもしれない。(副市長)

- →公民館設置条例で郡中地区公民館と定められている。私は郡中地区公民館だと思っている。郡中地区公民館としてふるさと創生館を利用するのであればやはり、住民に説明をしないといけない。ワークショップの最後に少し話をしただけだ。郡中地区の住民は知らない。知らないことはやはり説明するべきだ。説明会は最低限度の義務として捉えている。(委員1)
- →説明の必要性は認めています。説明会とするのか、色々な媒体を利用して説明をする のか、これに関しては我々にお任せいただきたい。(副市長)
- →説明会をするのですか、しないのですか。(委員1)
- →説明はいたします、あらゆる媒体を使って。(副市長)
- →説明会をして欲しいのが郡中地区の希望です。(委員1)
- →ご要望として受け止めておきたいと思います。委員長次に進んでください。(副市長)
- →公民館のことに関しては、委員長の立場として、お互いの立場はよくわかりますが、 別のところでお話を詰めていただきたいと思う。当委員会での所掌を超えてしまっ ています。説明会をするかしないかは管理運営とは違いうところにあるので議論と しての対象にはできない。(委員長)
- →前回の会議で説明会を要望しますと発言をした。(委員1)
- →説明はあらゆる媒体を使って市民の皆様にご理解を頂きたいと思います。(副市長)
- →前回の会議概要に委員長からもそのような要望が委員よりでたことをお伝えすると あります。その説明の仕方は色々あると思いますが。社会教育法にある公民館の役割 は今回の新しい施設にも当然その事業はできると思う。公民館がなくなるようなこ とはないと理解している。(委員2)
- →ふるさと創生館では規模が縮小される。今までの公民館活動に支障をきたさない確 約はしない、説明会もしないということでは納得はできない。(委員1)
- →説明会をするか、しないかは、当委員会でしなくてはいけないことの外側にあること をご理解いただきたい。(委員長)
- →その話は、14名の署名者で市長や関係者に話をしに行ってください。(委員3)
- →前回、その話を受けて、今回説明を頂いた。当委員会の仕事はここまでと思う。ここから先は別のところでやっていただけないかという委員長からのお願いです。 (委員長)
- →ただ今の件に関しては受け賜わりました。1点だけ中央公民館としての機能は以前 から変わっていないと考えている。ただそこに名称としての看板を掲げるかは行政 としての判断になると理解しています。中央公民館、郡中地区公民館としての活動に

支障ないことを確約したと認識しています。(副市長)

- →進捗状況を毎回、広報を見て期待をするのですが、少しずつでもいいから広報に載せ て頂いたらわかりやすいと思います。(委員4)
- →確約するのですか。(委員1)
- →どのような形にせよ説明は行うこと公民館活動に関しては確約するとおっしゃって いましたのでこれで納めさせていただいてよろしいでしょうか。(委員長)

3. 議事

- (1) 分科会の設置について
- ・ 検討委員会+分科会進め方(案)、分科会での協議内容(案)、今年度の検討スケジュール (案)、今回ご検討・協議いただきたいこと、について説明(委託業者)
- 配布資料「伊予市図書館・文化ホール等管理運営計画基本計画」の説明(事務局)
 - →基本的に図書館・文化ホール・地域交流機能の3つに分けて欲しい。(委員1)
 - →当初3つの分科会を検討していましたが、まずは図書館・カフェ、文化ホール・地域 交流で地域交流では公民館しての機能も話し合っていただきたいと思っています。 (事務局)
 - →事務局と議論をしましたが、今年度は2つで進めて、来年度にはより詰めた案、細かいところを決めていかなくてはならないので、その時に分割するかあるいは合体させるか、ということで2つの分科会とした。それでも3つに分けたほうが良いとの意見があればここで議論をしていきたい。(委員長)
 - →文化ホールの場合、どういう自主事業行うかを構築することが非常に大切である。 地域交流機能も大事だが、公民館の場合、事業を行っているのは地域の団体が行って いる。貸館では無い、事業を考えていかなくてはならない。議論の入口は運営の主体 は一緒ですから横を見ながら進めてもよいと思う。(委員2)
 - →今後の分科会で論議するのは、図書館と文化ホール・地域交流施設の運営主体を議論 していくもので、公民館の運営主体は市で、運営を議論していくのは公民館運営委員 会で決めていくことだと思う。(委員3)
 - →公民館運営委員会には委員以外は入れない。この分科会ではどういう公民館の事業 や活動はどういうのが望ましいかを議論すべきだと思う。(委員1)
 - →今までの公民館運営委員会で議論をされて何の支障もなく運営されている。文化ホール・地域交流分科会ではどのような事業を行っていくかはまだ分かっていない。公 民館と限定されて言われると、公民館は公民館でちゃんと運営主体や運営委員会で 行っている。文化ホールや地域交流の議論に参加したいという方に参加をしていた だければよいと思う。(委員3)
 - →施設が変わり、ふるさと創生館は狭いのだから、この事業はこちらで、新しい事業は 複合施設で行うなど議論が料金体系も含めて必要ではないかと思う。(委員1)

→少し整理させていただくと、委員1の方がおっしゃることも議論すればよいと思う。というのは当施設が複合施設で今後検討が必要な内容として、郵便局側が芝生になるが、どう管理して、どう使いこなしていくか、共有スペースをどう使っていくか、どう管理していくかなど決めていくことがどんどん増えていきます。また、違った組み換えで議論すべきことがでてきます。お互いの認識にずれがあるため、2つの分科会として大きなくくりにした。ワークショップなどで上がった、色々な問題をすり合わせていくことが分科会の趣旨でございます。

運営主体を2つにしている施設事例もあるが、一体運営がいい、分けたほうがいいとかまで今年度は考えたいが、来年度、減免のことやカフェのことに関して、細かい議論が必要であれ分科会を立ち上げて今後1年半の間に詰めていきたい。(委員長)

- →結果的には原案に賛成です。今までの公民館や市民会館で活動したイメージを持ってきたら議論が進まないと思う。前提としてすべきところはもちろんあるとは思いますが。図書館とカフェは密接な関係が生じると思いますのでひとつの分科会で結構だと思います。文化ホールと地域交流施設は一体化で考えて、考え方を進める上でつきつめなくてはいけない時に分かれて、また合流すればよいと思う。(委員4)
- →今は大まかに 2 つに分かれているが、色々なサイズで議論をしなくてはならない時が来ると思います。まずは、動き出しとしてこの 2 つの分科会からスタートしてみては。分科会や細分化など柔らかく考えたらどうでしょうか。まずは動き出さないと。 (委員5)
- →分科会の分け方とイメージ図はある意味、行政としては必要なことで。このように方 針を決める際には必要な書類である。

現場の運営は分科会長さんにと勝手に思っているが、分科会の中で必要に応じてワーキングググループのようなもの、例えば法律的なことをクリアしなくてはならないなど分科会の 1 時間は勉強会をやりながら進めていけばよいと思う。それをこの委員会に持っていただければと思い提案しました。(委員長)

- →ワークショップでもいろんな意見が出たが、11 月の望ましい運営主体を決めるのが 一番の肝だと思っている。文化協会でも勉強会を行ってきたが、従来の市民会館でや っていた貸館では 10%ですね。ではなくて新しい施設を将来的な運営を担っていく メンバーを市内は当然として、市外での活動をしている方にもメンバーもしくはア ドバイザーなどとして参加してもらってはと漠然と考えている。そういうことが可 能かどうかをお聞きしたい。(委員2)
- →「伊予市図書館・文化ホール等管理運営検討分科会 イメージ図」の資料の別途ヒア リングには入っていると思うが、別途ヒアリングではなくてメンバーとしてご参加 していただける方をきちんと募ってはどうかということです。やはり学校や福祉施 設の方に来てくださいという場合は、やはりヒアリングが必要なので柔軟に運営を してはと思いますが。(委員長)

- →巻き込めば、巻き込むほど盛り上がっていくと思う。お祭り騒ぎ的に注目を集めて 色々な方に参加を促して、それが活動に繋がっていくと思う。(委員5)
- →ワークショップの時にはご意見を下さい。今回はあなたもやりませんか、当事者になりませんかという考え方として進めていければと思います。それは皆さんご了解をいただけますね。今まで見向きもしなかった人に参加していただくことが一番大きな目的で、それが街中に出ていくのでそこで色々なことが起きていくと。ハードルを下げるというよりも窓口を広がって参加ができると。(委員長)
- →概ね20名という構成など原案的なものがあればお知らせいただきたい。(委員6)
- →ワークショップ登録者がどのくらい申し込んでくれるか、図書館関係は結構女性が いらっしゃいますが、今現在どのような構成で、とは考えられていません。(事務局)
- →子供たちに参加してもらうことは大変素晴らしい。子供の意見を何らかの形で集約 して残してあげるのが分科会の役割で、そのような意識で分科会の運営を進めてい きたい。(委員6)
- →アリバイとしての委員会となることが多いので、それだけは避けたい。あなたの語った夢がこういう形で実現しましたと、お返しできるようにしたい。(委員長)
- →まず、大きなところからの議論は良いと思います。協会や大きな団体に属さないが面 白い活動をしている人は増えてきているのが現状である。そういう方との直接的な つながりがないので、どういう風に具体的に声をかけていくかが分からない。広報で 募集をしても年配の人ばかり、行政のホームページを見る人は少ない。どこに情報を 発信したら面白がってくれる人が来るかが分からない。(委員7)
- →たぶん、各委員の皆さんがひとり面白い人を引っ張ってくるのが基本なる。(委員長)
- →ひとりがひとり、その人がまたひとりを引っ張ってきて広げていくのが一番良い方 法だと思います。(委託業者)
- →とにかく分科会をスタートしないと、具体的議論がスタートしない。(委員長)
- →民生部、地区社教など活動をしている団体にも意見を聞いて欲しい。(委員1)
- →やりませんかで、簡単に来る人は少ないのではないでは、色々な人に声をかける必要がある。議論を進めていくにしたがって、次第に抜けていってしまうこともあるので、誰に声を掛けたらという課題がある。今回は市民の担い手をとの側面が強いので、市外の方には意見を伺いたいときに呼ぶという形の方がよいと思う。(委員8)
- →今年からは風呂敷を絞り込んでイメージを作っていく段階。理解度に差はでてしま うので、置いてきぼりは作らない、でも決めてなくてはいけないことになる。決断を 迫られることは今年から沢山でてくる。100%納得は難しいと思うが、まあ、しょう がないかなという部分は子供に対してもしないといけない。そこの難しさはあると 思う。(委員長)
- →子供たちに対する意見はごもっともだと思っています。別途ヒアリングとしたのは そのあたりに意図があります。時間的にも平日の昼間が多くなる可能性がある。

こちら側で意見を聞きに行って、今後どのように話につなげていくか決まっていない部分もありました。中学生がファシリテータをして小学生が一緒に協議をする会もありました。今年度にそれを行うには時間的に厳しいがそういった機会を今後検討して大人と子供が意見をおりまぜることを考えていきたい。

市外からの視点は、こちらが当たり前と思っても、あたり前ではないこともあるので、 意見徴収の場があれば、それはいいことかと思います。(事務局)

- →子供たちの意見を聞くことは良い。図書館関係ですが色々な年代の人の意見を聞けたらと感じました。(委員9)
- →年齢調整は比較的大切な視点だと思います。この施設ができるのはあと3年後で高校生は社会人や大学生に、中学生は高校生になっている。この施設は少なくとも30年から40年はランニングしていくので、今の高校生は私くらいの年齢になっている。年齢構成は非常に大切である。(委員長)
- →1回目の会議でスケジュールを配ってもらい来年度から事業計画の検討は始めなく てはいけない、自主事業やプレイベントや開館事業を決めていかなくてはならない。 例えば私はミュージカルがやりたい、新しい事業をやりたいとなどの人が現れれば 当然、担い手にもなるし運営にも関わってもらえると思う。ただ時間は少ないよと言 いたい。(委員2)
- →民間でいう営業活動として立場も検討委員会が担う。また、あなたもやってみません かとの声をかけることで、人材の掘り起こしになると思う。(委員5)
- →分科会は概ねOKです。検討期間が長いため子供には早すぎる、大人のためになると 遅すぎるところを通り過ぎてしまう。そういうところが難しいと感じた。(委員 10)
- →2つの案で賛成です。大事なのは素人の意見を取り開けないところはだめ。 (委員 11)
- →素人というか、今まで関わっていない人にすごい知恵とエネルギーを持っているかもしれない、ということですね。(委員長)
- →分科会を行うことは良いと思う。分科会では細かいところを決めてく?勉強していく?(委員12)
- →両方のイメージです。(委員長)
- →子供たちがメインに使っていくことになると思う。従来は「こうしてたから」ではなくて、いろんな使い方、やり方ができる施設にしていけたらと思う。まわりには今回の施設ができることを知らない人がいっぱいいて驚いている。(委員 12)

(2) 次回分科会検討内容について

- ①図書館・カフェ分科会の検討内容
- ②文化ホール・地域交流分科会の検討内容
- 両分科会の検討内容について説明(委託業者)

- →分科会の議論をこんな形でスタートしてはいかがですか、というご提案です。最終的 には運営計画のすべてやらねばならないということですが。(委員長)
- →進め方の中で、管理運営基本計画を踏まえた意見とワークショップでの意見の復習をしながら分科会に投げかけられたらと思います。図書館は従来型というよりも交流型の位置づけである。その認識付けが基本になるかと思います。先進事例、例えば新居浜市ではカフェを先月、図書館に導入していることを参考にしていただければと思います。飲食については第6回のワークショップで結構議論をしていますので、その内容を踏襲できたらと考えています。カフェはかなり期待が高まるところなのですが、収益性に関してはあまり期待ができない、交流に重点を置くのか、福祉に重点を置くのか、その辺も考えていかなくてはならない。以前、委員さんから文化ホールでの鑑賞や演奏をした後に、どこかで会話ができる場所が欲しいとの意見もありました。(事務局)
- →いずれにしても、今年度、来年度で決めていくことは市の予算に密接に関係すること なので事務局と連携を取りながら進めていければと思います。(委員長)
- →カフェをどうするかは、施設全体の飲食のあり方がでていないと。それぞれの役割分担が難しい。文化ホールの事業はワークショップでふくらました内容を実現できるかを議論・検討をする必要があり、それをやっていきますか、できますか、ということがポイントになる。伊予市の場合、図書館にしても文化施設にしても、使っている人は使っているが、潜在的に使う人を掘り起こしていかなくてはいけない。普及育成は先行投資な部分がある。どうしたらオープニングまでつなげていけるのか。そのためには予算が必要、来年度からは先行投資としての予算が必要。(委員1)
- →市の予算だけではなく、色々な助成金や補助金を活用することが大事だと思います。 (委員2)
- →分科会の検討内容ですが、管理運営基本計画 P19 にある、減免ルール、申し込みルール、利用者の活動に関する道具の置き方のルール、駐車場の効率的な運用について分科会で検討されるのか、されないのか、やるのであればこの資料にちゃんと載せないと、その説明がなかったから。(委員3)
- →資料の3ページの今年度の検討スケジュール(案)をご覧いただいて、12 月・1月・ 2月に貸出施設の使用規則の概略、貸出施設の使用料の基本的考え方とありますの で、ここで検討するとあります。(委員長)
- →この施設は検討すると理解しますが、6地区の公民館として検討するのか。ここだけを議論に上げることが納得いかない。3年間使えない、ふるさと創生館を利用している人も我々公民館活動をしている人も制約を受ける。市の公共施設において3年間については、そういう形の開放をしていただかないと、みんなが迷惑するので、次回までに考えておいていただきたい。(委員3)
- →それはここで議論することではありませんし、回答をすることでもない。(委員2)

- →ではどこに聞けばよいのか。(委員3)
- →市の施設も管理をしている課が、それぞれのひとつの課ではありませんので、まだ協議中です。方針が決まったら市民全体にお知らせをします。(委員2)
- →そのようでございますが。(委員長)
- →使用料については、この分科会でも議論をしていただきますが、基本的に市の方で消費税が 10%に上がることを見越して、公共施設全体の見直しを予定している。その中で公民館の利用料や減免規定を全体的な枠の中で見直しをするとしています。 (委員2)
- →6地区の公民館や公共施設の料金の見直しを進めるということを、全市的にある意味、統一の形でやっていくことなので、それで納めて頂きたいと思います。 (委員長)
- →質問はどこにしたらいいのか。(委員3)
- →分科会で取り上げる内容を説明頂きましたが、ひとつの例ではありますが、ここを手掛かりに、まず初めてみて、初めてみたところで、こちらを議論したほうが良いとなったら、その議論を10月の分科会で決めて、基本的なことは今年度決めないといけないことははっきりしているので、あまり横道にそれると分科会回数が増えてしまう。その方向でご了解いただけないでしょうか。
 - ご了解をいただいたということで分科会を進めて頂ければと思います。個別に委員 さん個々にはどちらに参加するかは事務局で取りまとめて頂けると考えてよろしい でしょうか。(委員長)
- →開催スケジュールに関してご案内をさせて頂き、できるだけ早く開催したいと考えている。(事務局)
- →ひとりの委員がひとりを集めると言っていましたが、そのメンバーを事務局にお知らせすればよいのか。(委員 4)
- →まずは、申込書などを作成します。(事務局)
- →とりあえず各検討委員からのご提案を事務局へ提出して、整理された内容を確認させていただければと思います。(委員長)
- \rightarrow 10 月末は文化祭があり、準備などがある。1 回で分科会が立ち上がるのかなと思う。 (委員 1)
- →ちょっと焦り始めたが、とにかく分科会長が責任をもってばらばらに議論をしても かまわない、但し、責任をもって整理してもらうことを約束されたい。10 月頭には 分科会を開催しなければいけないタイムスケジュールなので、早々に分科会を立ち 上げなくてはならないという趣旨です。(委員長)

(3) 参考事例

横浜市事例「横浜市地区センター」「横浜市区民文化センター」の説明(委託業者)

(4) その他

・ 何かありますか。無いようなので事務局にお返しします。(委員長)

4. 閉会

閉会のあいさつ(事務局)

以 上